

## 第2回 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 開催日時 令和2年9月3日（木） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

中村委員、渡邊委員、柿本委員、赤井委員、金戸委員、一瀬委員、近平委員、古森委員、  
川島委員、水田委員、亀井委員、有吉委員、平岡委員、睦谷委員、大西委員

(2) 事務局

健康福祉部：柳生部長

社会福祉課：丸尾課長、いきがい福祉総務係：山内係長

保健センター：日笠課長

地域包括支援センター：山本課長、三上係長

医療介護課：溝田課長、介護保険係：玉石係長、阿部主査

(3) 支援事業者

ジェイエムシー（株）

4 協議事項

- (1) 在宅生活改善調査の結果について
- (2) 第8期計画（骨子案）について
- (3) 第8期計画（素案）（第1章～第3章）について
- (4) 地域区分について

5 議事録

1. 開会

事務局 それでは定刻より少し早いですが、ただ今から第2回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業策定委員会を開催させていただきます。

始めに、本日の配布資料を確認させていただきます。郵送でお送りしていた資料のレジュメと資料1～4、そして今日お配りしております資料1追加分です。ご確認いただけますでしょうか。

それでは、議事に入りますが、議事進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2. 開会あいさつ

委員長 失礼いたします。どうぞよろしくお願いいいたします。本日の会議、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず始めに、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 出席者は委員 16 名中 15 名の出席をいただいております。以上です。

委員長 事務局より報告がありましたとおり、過半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

### 3. 協議事項

委員長 それでは協議事項に入ります。円滑な議事進行への協力をどうぞよろしくお願いたします。

まず始めに、本委員会は会議運営要領第 4 条の規定により、会議を原則公開としております。

事務局 本日、傍聴は 10 名の方にお申し出をいただいております。ご入場をいただきたいと思います。

#### 【傍聴者入場】

委員長 これから傍聴する者は、関西福祉大学の学生で、今年、新型コロナウイルスの関係で社会福祉士の実習に行くことができない状況がありまして、学内で実習を行っております。彼らはその実習の学びの一環として、こちらで傍聴させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 協議事項（1）在宅生活改善調査の結果

委員長 それでは協議に入りたいと思います。

次第に従いまして、最初に協議事項（1）になります。在宅生活改善調査の結果について、事務局より説明をよろしくお願いします。

#### 【事務局より資料説明】

委員長 ありがとうございます。資料 1 追加についての説明はありますか。

事務局 資料 1 追加については、資料 1 の調査に当たっての調査票の配布がもれています。

たので、追加ということで、調査票の見本を付けさせていただきました。

委員長 報告してもらったものですが、資料1を開きまして2ページ目を見ますと、報告してもらった調査の目的が書いてあります。4行目を見ると、要は住み慣れた地域で生活の継続性を高めるための必要な支援やサービス、あるいは連携の在り方を検討する、そして、それをこの介護保険事業計画に反映するということを目的として調査をされまして、その結果の報告をしていただきました。

それでは、今の報告について何かご質問、ご意見があればお願いします。

委員 確認と申しますか、質問でもあります、8ページからのデータにつきまして要支援1～要介護2という区分にされているんですが、その理由は何でしょうか。これから計画策定をするに当たり、介護予防サービスの充実を図ったりする上で、要支援1・2とか要介護1・2などのグループに分けたほうが分かりやすかったのかなというふうに思うのですが、これはやはり要介護2まで、大きな差が生じたというふうな根拠があったからでしょうか。お教えいただきたいと思います。

事務局 区分の分け方につきましては、要支援1～要介護2でひとつの区分に分けていますが、国の調査がこの本調査だけに限らず在宅介護実態調査とかニーズ調査の中で軽度・中度までのところでひとつ区切りを付けて分けるような流れになっておりまして、それにのっとって要介護2までをひと区切りとして、国の設定でしております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 先ほどの要介護2までと要介護3からに分けているといった部分については、多分、特別養護老人ホームの入所は原則要介護3以上というのがあって分けているのではと思います。

質問ですが、14ページの生活の維持が難しくなっている人の生活の改善に必要なサービス変更において、12人(14.6%)である在宅サービス待機者の左側に記されている4人(3サービス)、また2人(3サービス)とありますが、この3サービスというのは何を示すのでしょうか。

事務局 サービスが次の15ページにありますが、在宅サービス待機者の項目は表の下側になりますが、これは複数回答で回答しているので、たくさんサービスが出てきていますけど、この中の3サービスということになります。いずれかを選択していたという形になります。

委員 ということは、15ページの在宅サービス待機者の住まい・施設等の人数の中に3つのサービスを挙げられたということになるんでしょうか。

- 事務局 はい、そういう解釈になります。
- 委員 ありがとうございます。
- 委員長 他、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。
- 委員 16ページですけれども、特養に入所できない理由で申し込みをしていない方が3割いらっしゃるというのは、どういった理由が考えられるのでしょうか。
- 事務局 入所を希望されていて、実際に申し込みをされている方、されない方の中で、今までにケアマネジャーに聞き取った例としましては、入りたいけれども、申し込むまでに至らない方もおられましたし、自分の希望する特別養護老人ホームがある方がおられますので、自分の希望する施設の空きがないので申し込まないという例は聞き取っております。
- 委員 教えていただきたいのですが、先ほどの特養に関係するのですが、14ページに特養待機者13人とありますて、このアンケート調査の時点では待機者が13名とありますが、それと併せて、昔から施設入所はしたいけれども施設がいっぱいたくさんの方が待機しているというようなことをよく聞きますが、行政として定期的というか、各施設に照会して随時、何名待機しているとか、空きが出たとか、そういった確認の仕方は何かございますか。
- 事務局 特養待機者についてですが、確認の仕方としまして、国、県が調査するものが年に1回ございます。それにつきましては今年の4月1日時点の段階の調査が今、県を通して国から来ておりまして、回答作成中になっております。それとは別に今回はケアマネジャーを通して、実際に在宅介護に携わっておられる方の調査ということで、調査方法が異なってまいりますので、数字としては違う数字が出てくる可能性はございます。
- 委員 9ページのところですが、家事に支障があるという方で、要支援1～要介護2の約半数の方がそのように思われているという結果が出ておりますが、要支援1・2の介護予防サービスにつきましては地域支援事業として移行されましたけれども、第7期の計画の振り返りとして、この移行を市として実施しまして、どのような効果、逆に課題があると考えられていますか。お願いいいたします。
- 事務局 地域支援事業として移行がありました要支援1・2の通所・訪問介護のサービスについてですが、移行によりまして要支援1・2の方のサービスの給付費でいいますと、

すごく給付費が伸びました。また利用者数もすごく伸びました。というのは、皆さまの介護予防への関心の高まりというところがございまして、関心が出てきている、介護予防という視点ではとてもいいことなのかなと。逆の課題としましては、給付費が伸びてきますので、そういう意味では保険料が上がってたりするケースも他の自治体では出てきておりますので、その辺りについては今後、介護予防に取り組みながら見直していくことが課題となっております。以上です。

委員 ありがとうございます。これから計画を立案していく上で非常に重要なデータだと思いました。

委員 質問というか、このようなものがあればよかったですと思うのですが、先の会議資料でもありました、資料3の基本方針で、地域共生社会の実現という言葉が入っています。地域共生社会ということは結局、地域住民の例え参加で、地域住民がその地域をつくっていこうという視点だと思うのですが、そういう視点を今回計画に入れようとされているのでしたら、住み慣れた地域での生活を継続するに当たって、フォーマルなサービスばかりの選択肢しかなかったのですが、要支援や要介護1・2の方等でしたら、特に困っておられるのが単身の方、高齢者世帯ということであれば、地域住民の助け合いで何とかなるという回答もあったのではないだろうか、というのも、これに入れておけば、この地域共生社会の実現を基本方針に入れておられるので、そういう視点もあったほうがよかったのではないかと思ったので、また次に、もしこのようなことがあつたら、そういう視点も入れていただけたらと思います。

委員長 ありがとうございます。今の視点は、これから計画立案をするときにフォーマルなものだけではなく、インフォーマルなものも組み入れてというようなところで、次回以降、またご意見いただければと思います。

委員 資料1の14ページと資料1追加の調査票の利用者票をご覧いただけたらと思うのですが。14ページでは入所・入居の緊急性、特養への申し込みの状況などという項目ですが、例えば特養のみ13人は、調査票の利用票の問3-2の住まい・施設等の中で特養だけを選ばれたという認識で、また、同じく14ページの先ほどの下の項目で特養 or その他の施設等16人は、調査票の利用票の問3-2の特養と他の施設、例えば住宅型有料とを2つ選んだというように、複数選ばれたという認識でよろしいのでしょうか。

事務局 複数回答は可ですので、そういう解釈になります。

委員 では、特養のみを選ばれた中で、入所の緊急性が高いとケアマネジャーが回答しているのが3名、それと特養とその他の施設を選ばれた中で、緊急性が高いとケアマネ

ジャーが回答している方が3名ということでいいますと、特養の緊急性の高い方は6名ということでよろしいのでしょうか。

事務局 はい、入所の緊急性が高い方が6名、そういう解釈になります。

委員 ケアマネジャーの回答で特養の入所の緊急性が高い方は82名中6名ということでおよろしいのでしょうか。

事務局 はい、そうなります。

委員長 いろいろとご意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。全体の進行を考えて、この点だけは質問しておきたいというところがありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

#### 【委員挙手なし】

#### 協議事項（2）第8期計画（骨子案）

委員長 そうしましたら、続きまして次第へお戻りください。

次第を見ますと、協議事項の（2）になります。第8期計画の骨子案について事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局より資料説明】

委員長 ありがとうございます。今の説明に対して何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。こちらについては、この枠組みでよろしいかということで承認のほうをとりたいと思っておりますので、ご意見のほうをよろしくお願いします。

委員 今年の冬に限っていいますと、コロナの問題があって、今までの冬と違つていろんな点でやっぱりコロナの意識をして、例えば生活支援のサービスの方とか、一人暮らしの方のサービスとか、そういうようなもので例えば熱がある方とか、従来なら病院へ運んでいた方とか、いろんな方で去年と今年とでは大分違うようにしないといけないことがあると思いますが、そういうことに関しては、この計画に関しては入ってないのでしょうか。

事務局 今の章立ての中では、表記としましては、コロナウイルスとか感染症の文言については出てきておりませんが、次回以降の内容の中で施策の展開の中で災害とか、感染症についての取り組みについて説明させていただこうと考えております。おっしゃら

れたように、コロナウイルス、感染症の関係については前回の策定の後に、まさに国のほうが7月下旬に行われた会議で、そういうことを計画記載の中で考えていくようという指示がございましたので、それにのっとって次回以降の策定委員会の中で案を練っていきたいと考えております。

委員 框組みの中で、第5章に介護保険サービスの見込みと介護保険料ということで、新たに大きな章ができたと思うのですが、その中の最初に介護保険料基準額の推定手順があるということは、たしか第7期では基金を全て取り崩すというような形ではなかったかなと思います。ということは、今現在の基金の残高というか、多少残るのか、全く残らないのか、また基金が全て取り崩したことにより介護保険料の月額保険料の基準額が上がるのか、推測で結構なので教えていただけませんか。

事務局 現在のところ、第7期計画の期間が最終まで終了しておらず、基金の残高については詳細な数字は把握していないのですが、基金の残が出れば一般的には、全てなのか幾らなのかを次期の計画に持っていくというのが大まかな流れとなっておりますので、そのままになるかどうかは分かりませんが、そういう方向性では検討しております。

委員長 認識の共有ができればと思いますが、第2章というのは赤穂市の今の状態、人口がこうでとか、その中でこういうようなニーズがあるという現状をとりまとめるということなので、先ほど話があった感染症のこととか、今、赤穂で新型コロナウイルス感染症のことであればこういう現実、現状があつてというようなことで、追加で記載があると構成としてはきれいなかなと少し思いました。

第2章はそういう現状はこうで、ニーズはこうだけれども、第3章はそういう現状を踏まえてこういう考え方、あるいは目指す方向はこういう方向でいきましょうということになっていまして、この後、説明を聞かせてもらいます。第2章の現状がこうで、第3章で述べた考え方方がこう、だから赤穂市の介護保険事業計画では第4章にあるような目標を掲げて、その目標を達成するためにはこういうことをやろうというようなことが第4章にまとめられて今回の骨子となっている。そして第5章に介護保険サービスの見込みと介護保険料をまとめている。このような大きな枠組みに整理されていることかと思います。

このような枠組みでよろしいかということでの承認をとりたいのですが、その前に改めてこの点だけは質問というか、確認しておきたいということございますか。よろしいでしょうか。

では、この第8期計画ですが、先ほど事務局から説明をいただきましたこの骨子案でよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

【委員一同挙手】

委員長 ありがとうございます。  
では承認をいただきましたので、続きまして協議事項の（3）第8期計画（素案）の（第1章～第3章）について事務局より説明をお願いいたします。

#### 協議事項（3）第8期計画（素案）（第1章～第3章）

##### 【事務局より資料説明】

委員長 説明ありがとうございます。では、ただ今の説明についてご意見、ご質問があつたらお願いします。

委員 失礼します。この会議の最初からの流れでいくと、これからは赤穂市民の人口が減ってきて高齢化社会ができるので、コミュニティをつくらなければいけない、要するに今までみたいに分散していくのではなくて、みんなでもっと地域で仲良く暮らしていくというというのがひとつの理想像というのか、そういうふうなんだと感じていたわけです。今回新型コロナウイルス感染症の問題が起こって、例えば輸送と書いてありますけども、コロナ罹患の人をどういうふうに運ぶか、例えば独居者の場合、家族もないというような場合にタクシーも頼めないと、隣人の人にも頼めないと、救急車もちょっとどうかなとか、いろいろなことがあるので、そういうことが割とすぐに必要になってくる、今年の冬になったら本当に今ぼちぼち準備していって、審議していく間に合うものなのかなというふうに思います。今年の秋冬、ちょっと熱があるとか、その人を医療機関に運ぶとかいうこと、早急にしなければいけないことというのがあると思うのです。早急にしなければならないことというのは、これから審議していく、いつその結論が出るのか分からぬですが、今年の秋冬に間に合うものでしょうか。

事務局 今年の秋冬というお話ですけれども、今の計画の中でうたっているのが来年度からの計画をうたっておりますので、国の指針に基づき感染症とかコロナ、災害については計画に記載していこうと考えております。近々の秋冬のことに関しましては、そういう取り組みについてどうしていくのかというのが、よく国や県から通知を通して、どうしていくのかという協議が流れてきております。その辺りにつきましては随時、県とも協議をしておりますが、取り残された方を応援していく、病院に運ぶ、そういう体制も含めて県なり保健所と協力しながら進めていくところではあります。

委員 だから、コミュニティをつくっていくというこの計画の方向性には、これはあまり邪魔をさせないように、これからどんどん施策をしていくので方向性は変えないというのは、コロナというのが人々の生活を分断化させているような感じがするのですけ

れど、そうではなくて方向性としては、やはりコミュニティづくりとか、相互の助け合いとか、そういうふうなものだということによろしいでしょうか。

事務局 方向性としては、コミュニティをつくっていく、共生社会をつくっていくという方向で向かっております。

委員 内容的なことではないのですが、文言の表記の仕方等について、気になるところがありました。8ページ第3章「1. 計画の基本理念」の「第3期計画以降～」の文章で、第7期のときには先に「すこやかでいつまでも安心のあるまちあこう」をうたつて、「上記の基本理念を掲げ計画を推進してきました」という表現になっていました。ですから今回であれば、下に目標が表記されたら「下記の基本理念を～」という文言になるのではないかと思いました。

それと9ページ「3. 施策の体系」の「第8期計画におけるポイント」の下の部分の文言で、県の保健所等との連携・体制という表記について、保健所という表現ですが、一般的には保健所ですけども兵庫県の場合は健康福祉事務所という表現を使っていると思います。赤穂の場合どちらの表現も使った中での対応かと思いますが、一般的に県や保健所という表示にされているのでしょうか。その点だけ少し気になりましたので、よろしくお願ひいたします。

事務局 表記の仕方について2ついただきました。「上記」のところは修正させていただきます。2点目の保健所の記載についても調べまして、対応させていただきます。

委員長 ご指摘ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

委員 1点、よろしいですか。別の委員から支え合いというか、地域をみんなでつくっていくという方向性、これは地域共生社会で先ほどからずっと説明がありましたが、地域を行政のサービスというか法制度だけでなく地域の人も共につくっていく、これは高齢者の分野だけではなく社会福祉全体の流れとしてあるわけですから、それを踏まえて、先ほどからずっと地域共生社会ということのお話がありましたので、それを具体的に協議していることでいうと、例えば8ページ基本目標でいうと、「基本目標1 地域全体で支えあう、～」というところになるという理解でしょうか。また9ページでいうと、基本目標1の主要施策として、例えば「2. 認知症支援と～」のところの支援、共生と予防であるとか、この基本目標1において地域共生のこと的具体的に展開していく、そのような理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい、その理解でお願いします。

委員長 それでは、この第1章から第3章までについて、その他、何かご質問ご意見ありま

すでしょうか。

それでは特ないようですので、この第8期計画素案の第1章～第3章について、先ほどの文字の修正とかは行いますが、基本的に今審議しましたこの内容で承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をよろしくお願ひします。

【委員一同挙手】

委員長 ありがとうございます。ではこの第8期計画素案の第1章～第3章につきまして承認といたします。

協議事項（4）地域区分について

委員長 次に協議事項の（4）になります。地域区分について説明をお願いします。

【事務局より資料説明】

委員長 ただ今の説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

委員 事務局の説明では近隣地域が「その他地域（0%）」なのでということでございましたが、あくまでも公務員の地域手当に準拠して国のはうは設定されております。10ページの地域手当が出ている全ての自治体に関しましては、介護保険における地域区分が5級地から7級地にかけて区分分けされておりますので、赤穂市老人福祉施設協議会といたしましては6%である6級地のはうにしていただきたいという意見でございます。

委員長 今、そのようなご意見をいただきました。他のご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

委員 地域区分について、特に決はとらないのでしょうか。

委員長 はい、特にこれについては。ご意見を頂戴したということで考えております。

委員 では規定のとおり6級地で前向きに検討していただけるということでよろしいですね。

事務局 赤穂市といたしましては、国のはうに意向調査、確認等がありましたら、その旨、要望はしていきたいと考えております。

委員長 本日の協議事項全体を通してご意見、ご質問がありましたらお願ひします。  
それでは、ないようですので次第のほうを見ますと、「3. 協議事項」が終わりました。「4. その他」についてですが、事務局から何かあれば説明をお願いします。

#### 4. その他

##### 【事務局より今後のスケジュール連絡】

#### 5. 閉会

委員長 それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして本日の会議を終わりにします。ご苦労さまでした。

事務局 ありがとうございました。協議いただきましたことは、これからの方案の作成に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご今後ともよろしくお願ひいたします。  
本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

(終了)